

令和8年（2026年）1月13日  
 子ども・子育て会議資料  
 子ども教育部保育園・幼稚園課

### 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

特定教育・保育施設の利用定員を定めることについて、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

#### 特定教育・保育施設の利用定員の設定

No.	施設名（施設種別）	利用定員（人）								設置者名
	所在地	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	開設予定年月日
1	ソラストなかのさか うえ保育園 （認可保育所）	2号	/			14	14	14	42	株式会社ソラスト・キッズ・ネットワーク
		3号	12	13	13	/			38	
	中央二丁目43番12号	合計	12	13	13	14	14	14	80	令和8年4月1日

※ソラストなかのさかうえ保育園の設置者が、株式会社ソラストから株式会社ソラスト・キッズ・ネットワークに変更することに伴い利用定員を定めるものであり、提供区域の利用定員に変更は生じない。